

伊藤忠兵衛家事業経営関係文書の伝来状況について

宇佐美 英機

はじめに

総合商社伊藤忠商事株式会社（以下、伊藤忠商事と略称）と丸紅株式会社（以下、丸紅と略称）は、初代伊藤忠兵衛（天保一三年（一八四二）～明治三十六年（一九〇三））を創業者としていることは、周知のことに属するだろう。

すでに別稿¹⁾でも指摘したように、両社は創業百年を記念する事業として社史の編さんを行っている。この事業は、創業百年目にあたる昭和三三（一九五八）年三月二日の「酬徳会」総会の席で二代忠兵衛が、その開始を告げている。具体的に取り組みが始まったのは、同三八年一〇月一日に伊藤忠商事と丸紅（当時は丸紅飯田）の首脳が集まり、第一回の合同編集会議が開催され、安政五年（一八五八）を両社の創業年次と定め、ともに社史を編さんすることが話し合われたようである。そして、大正七（一九一八）年二月の株式会社伊藤忠商店と伊藤忠商事の設立までの沿革史については、両社で協力して編集を進めることが決められ、社史編さん事業が本格的に始動した。伊藤忠商事では「社史編集室」、丸紅では「社史編纂室」が設置され、関連資料の収集が行われていった。

両社は第二次世界大戦後にGHQから大建産業株式会社が過度経済力集中排除法による制限会社の指定を受け、昭和二十四年一月に商事部門が分割されて新たに成立したこともあって、安政五年～昭和二十四年の期間は歴史をほぼ共有していることから、双方が草案を交換し、年表も持ち寄って相談するなど相互に協力しあったようである。

しかし、両社の社史に記された「編集後記」（伊藤忠商事）や「あとがき」（丸紅）を読む限り、社史の編さんは必ずしも順調に進んだのではないことが分かる。この点については後にも触れることにするが、伊藤忠商事の社史である『伊藤忠商事100年』は昭和四四年一〇月一日に刊行されている。他方で丸紅の社史は、いわゆる「ロッキード事件」の発生にともなう社史編さん事業の凍結が影響し、『丸紅前史』は同五年三月三十一日、『丸紅本史』は同五九年一二月一日に刊行されている。両社の社史を読み比べれば容易に気付くことであるが、両社の沿革史の叙述は相互に協力し情報を共有したことは間違いないと思われるものの、中心となる時期は創業～大正七年一二月の期間についてであったようである。それゆえ、同八年以降の両社の沿革史は、それぞれの立場にしたがい史実の叙述に微妙な相違が生じている。このことは、時代が降るにつれて社史のなかで利用している資料が異なることから確認できる。

それはともあれ、本稿は現時点において、両社の創業家である伊藤忠兵衛家の事業経営を明らかにできる文書がどのような状態で伝来しているのかについて、管見の範囲で知り得ていることを述べるものである。但し、現状においてはすべての文書群について詳しく述べることはできないため、とりあえず予備的・中間報告的な内容となることをお断りし

ておきたい。

一 伝来文書全体の概要と伊藤忠兵衛家文書

本稿では「伊藤忠兵衛家事業経営関係文書」と称しているが、念頭に
あるのは滋賀大学経済学部附属史料館（以下、史料館と略称）で保管さ
れている文書と関連資料である。これらは、個人商店の経営者としての
伊藤忠兵衛家だけではなく、現在の伊藤忠商事・丸紅に至る期間に設立、
統廃合された企業資料も含んでいる。また、忠兵衛家の本家である伊藤
長兵衛家に伝来した文書も存在する。それらすべてについて紹介できる
情報は持ち合わせていないが、史料館に現在保管されている文書は、①
伊藤忠商事に保管されてきた資料、②丸紅に保管されてきた資料、③伊
藤忠兵衛家に伝来した資料、④伊藤長兵衛家に伝来した資料、⑤海外の
施設に所蔵されている資料、とおおまかには整理できる。これらの資料
の総点数は、いまだ確定できていないが、最も大量に遺されているの
は伊藤忠兵衛家伝来の文書である。そこでまず、伊藤忠兵衛家伝来の文
書について述べることにする。そのうえで①②の資料についても紹介し、
④⑤については簡略に触れることにする。

「伊藤忠兵衛家文書」は、平成一五（二〇〇三）年八月に滋賀県犬上
郡豊郷町八目に所在する伊藤忠兵衛記念館（忠兵衛家旧宅）の土蔵・物
置から発見され、その後、同二〇年以降に新たに発見された文書も含め
て整理・目録作成の作業が続けられている。なお「伊藤忠兵衛家文書」
と称するのは、あくまでも史料館における整理作業上の名称であり、正
式にどのように称するかについては確定していない。

平成一五年に発見した資料は約三万点であるが、そのうち約
一万八〇〇〇点は書簡・葉書・商用書類が占めている。この書簡・葉
書・商用書類は、農具や不用になった建具などが収容されていた小屋の
片隅に置かれていた竹籠にぎっしりと詰め込まれていた。上部にあった
資料は鼠の巣窟となっていたようで糞尿により紙が劣化・破損した状態
であった。これらの文書は史料館に搬出し燻蒸消毒を行ったが、その際
に伊藤家の許可を得て開披不能な一部の資料については、衛生上も保管
上も問題があるため廃棄処分を行っている。この資料群は、史料館に搬
入して粗整理をし、専用の保管箱を作製して収納した。そして、翌年四
月から複数の研究協力者を得て資料調査と仮目録を作成する作業を開始
した。

平成二〇年春に至り、伊藤忠商事・丸紅が創業一五〇周年を迎えるこ
とを契機に伊藤家では伊藤忠兵衛記念館の土蔵を資料展示施設として改
修することになり、改めて土蔵内を調査する機会を与えられた。今回は
電灯もない暗闇の中で懐中電灯を頼りに資料を探したが、この時には配
線工事が済み点灯の中で調査を行うことができた。そのため、前回には
調べることができなかった抽斗や棚、あるいは家具に隠れた行李など、
隅々まで点検することができた。そして、新たに二万一〇〇〇点を超え
る文書を発見したのである。これらの文書は「後発見分」として整理す
ることにした。このうち約二万点は書簡・葉書・商用状・日報類であり、
他に二〇〇点ほどの保険関係資料が残されていた。

また、平成二五年九月に伊藤家から「追加文書」九一点、同二八年七
月に「後々発見文書」六七点が届けられ、これらも新たに史料館で保管
することになった。「追加文書」のなかには、両社の社史に写真が掲載

されているものの原本が見当たらなかつたものが含まれていた。とりわけ、忠兵衛家と長兵衛家が明治五年に取り交わした「定（両家義定証）」や同二六年の「伊藤本店店法則」清書は、忠兵衛家の事業経営史上でも最も重要な資料であることから、原本が見つかったことは幸いであつた。さらに「後々発見文書」のなかには、同二七年一月から同三八年一〇月に至る期間の「布方当座帳」や「売上帳」などの商用帳簿が含まれている。この「売上帳」は、元々は後に触れる「伊藤忠商事史料」に残されている帳簿と一体化していたものと判断できるもので、各年次の各月の売上の実態を分析する上で重要なものである。

推測の域を出ないのだが、「追加文書」「後々発見文書」は、いずれも大阪の(株)イトウビル(伊藤家の事業会社)内の倉庫で見つかった由なので、これらの文書はおそらく伊藤忠商事や丸紅が社史編さんを進める過程で伊藤家から借用し、その後返却したが、伊藤家の方では自宅に戻さずにビルの倉庫で保管していたものと思われる。

このように、伊藤忠兵衛家文書はすでに発見されてから一五年以上経過しているが、現時点では「伊藤忠兵衛家文書」全体のうち追加分・後々発見分の文書点数は確定しているが、最初に発見した分と後発見分については、仮目録と資料原本の最終校訂の前段階である第四次点検途中にあり、五万三〇〇〇点前後だということがようやく判明した。

文書整理がこのような長期間にわたる作業となつた最大の原因は、資料一点ずつの調査を取って目録を作成したからである。商用状や書簡・葉書についても、他の整理・目録作成の作業によく見られるような数通、ひどい例では百通を超える点数をまとめて目録上で一点とし、一通ずつの内容調査を取らないで等閑視するようなことはしなかつた。もちろん、

同一内容であるとか、領収書などの一部については総点数のみを記して一括した例がないわけではない。その場合でも、全点の内容のチェックは行っている。

このように資料一点ずつ調査を取り目録を作成したのは、何よりもこの文書はこれまでの伊藤家、あるいは旧伊藤忠商事や丸紅前史の研究、ひいては繊維専門商社に関する通史を書き改める可能性があるかと判断したからである。学術研究の深化を考慮するならば、拙速に文書目録を完成させるのではなく、次代の研究者・市民が利用しやすいものを残したいという考えからである。もつとも、関連文書をまとめて保管する史料館は、史資料を整理・公開して教育・研究に供するという役割をもつ施設であり、右のような作業を担うことは当然なことなのだという認識を整理に携わっている者全員が共有していることが大きい。それはともあれ、これらの文書の内容に即して分類項目を立てて目録化するには至っていないため軽々しく論ずることはできないが、取りあえず次のことには触れておきたい。

第一に、この文書を発見した経緯については別稿⁽²⁾で触れているが、整理を進めていく過程において最も驚いたことは、明治三六年七月八日に初代忠兵衛が亡くなった際、多数の弔辞・弔電が寄せられたが、それらは一枚の新聞紙に包まれていたことである。その新聞紙は「大阪朝日新聞」であるが、発行日付は同三六年七月一六日のものであつた。すなわち、没後の初七日を過ぎた時点で弔辞・弔電は新聞紙に包まれ、百年の間おそらく誰の目に触れることなく保存されてきたのである。これらの弔辞・弔電の差出人は、初代忠兵衛が交誼を結んでいた人々や商取引先だと考えて良いだろう。中には神戸の外国商館からのものも含まれてい

るが、それらの資料はいまだ定かではない初代忠兵衛時代の外国商館との取引について、新しい史実を提供することになる。

また、文書整理中に発見した「日本雜貨貿易商會（商社）」に関する資料は、両社史にはまったく利用されておらず、結果として初代忠兵衛が営んだサンフランシスコでの最初の貿易事業について触れていないことが明らかになった。したがって、学界においてもこの史実は共有されていないこともあり、とりあえずの情報を提供することに努めた。

すなわち、この資料も含めて伊藤忠兵衛記念館に保管されていた伊藤忠兵衛家文書のほとんどは、伊藤忠商事・丸紅両社の社史編さん時に利用されなかったと思われる。おそらく編さん時においても、伊藤家に保管されていた資料の一部は利用されたと思われるが、それらは上述した「追加文書」と「後々発見文書」に限られていたと判断している。豊郷の旧邸（記念館）に保管されていた文書は、伊藤忠本部・伊藤忠合名会社時代のものが多数を占めていることから推して、明治末年から大正一〇年頃の間是相当数のものが大阪から移されたのではないだろうか。その際、伊藤京店関係のものは移管されることなく、また後に丸紅に承継されることもなく散逸したものと思われる。

伊藤忠兵衛家文書の最大の特徴は、膨大な書簡・葉書・商用状（商況報告状）類が残されているということである。最初に発見した分と「後発見分」とで三万八〇〇点余の文書であるが、書簡は初代忠兵衛存命期のものとしては、明治二一年から死去した三六年にかけての忠兵衛差出・忠兵衛宛が少なからず残されている。ただ、月日だけ記されているものが多く、年次の確定は内容の分析を通じて行う必要がある。この中には、女婿の伊藤忠三との往復書簡が含まれているが、忠兵衛差出のもの

のは明治三〇年前後の伊藤糸店相続に関するもので、忠三からのものは近江銀行役職就任に関するものと内容から推測できる。また、家族間のものも伝来するが、このうちごく一部の書簡は翻刻している。しかし、二代忠兵衛の書簡はごく少数であり、年賀状などの時候挨拶や戦時の入営者からの葉書が多数残されている。これらは儀礼的ではあるが、商取引関係者や公私にわたる人間関係が判明するという意味では、貴重なものだといえよう。

また、書簡にはたんに個人的なことを記しているだけでなく、商用状を兼ねた内容となっているものが少なくない。忠兵衛家の経営において日報の作成が義務化されたのは、明治四一年七月に伊藤忠兵衛本部制が導入されて以降であるが、ごくわずかに初代忠兵衛の晩年時の日報も残されている。ただ日報であることが明白な書式を持つ資料がある一方で、書簡なのか商用状・日報なのか截然と判別しがたいものもある。いずれ分類項をたてる際には、この峻別に難儀するであろう。とまれこれらの資料は、伊藤各店から伊藤忠兵衛本部、後には伊藤忠合名会社本部に宛てて出されたことが封筒からわかり、年月日が判然としなくとも封筒の消印から推測できるものもある。日報であることが明白な資料のなかでも特に重要なものは、本部制導入直後の明治四一年二月のものから大正七年（一九一八）一二月に伊藤忠合名の元に伊藤各店が（株）伊藤忠商店・伊藤忠商事（株）に組織替えされた期間のものである。概数では一七六〇点である。

これら膨大な「日報」は、旬日ごとに整理され、「本部旬報」が発行されている。「本部旬報」は、明治四二年九月一〇日に第一号が発行され、大正五年二月一日発行の第二三一号から「旬報」と改題されるとも

に活字印刷となった。それ以前は謄写刷りであった。この本部句報は当初は伊藤本部が発行元であったが、大正四年一月一日発行の第一九一号からは「伊藤忠合名会社本部」となり、大正九年九月三〇日発行の第三九七号まで続けられた⁵⁾。本部句報・句報はすべての号が残されているわけではないが、日報記事と照合して読み解くならば、忠兵衛家事業経営において個人商店から本部制の導入、合名会社設立とその元(株)伊藤忠商店・伊藤忠商事(株)の創設、そして両社の組織再編による大同貿易(株)・(株)丸紅商店・伊藤忠商事(株)の設立―大同貿易は大正九年九月設立、丸紅商店は伊藤忠商店と本家の伊藤長兵衛商店との合併により同一〇年三月設立―の過程における、その営業実態や組織改編の動きなどの詳細な史実を明らかにできるものと期待できる。

少なくとも謄写刷りの「本部句報」は、「伊藤忠兵衛家文書」にしか残されていないことに鑑みると、これらの「本部句報」「句報」は発刊時に豊郷本家にも送られて来ていたのではないかと推測できる。なぜなら、大阪の伊藤本店(伊藤本部)は明治四三年九月二三日夜半に出火、全焼し、その際に店内にあった伝来資料の大半は焼失したと思われるからである。伊藤本店が全焼した際には、前年の春からアメリカを経由してイギリスに遊学していた二代忠兵衛が旅先から伊藤本部に宛てて送っていた書簡類もすべて失われたと思われる。かなりの数であったと思われる書簡類は、現在のところ一点も確認することができない。ただ、それらの一部が「本部句報」に採録されており、内容を知ることができる。このことからしても、謄写刷りの「本部句報」が豊郷本家にも送られて保管されていたことは、不幸中の幸いであった。

それはともあれ、大正一〇年以降は丸紅商店・伊藤忠商事・大同貿易

の三社が併存しながら経営が存続するが、「句報」は廃されて各社がそれぞれに月報や社報を編集するようにならなくなった。しかし、これらの会社が発立されて以降は、各社で作成された経営関係資料が豊郷本家に送られる事はなかったようで、系統立った形で資料は残されていない。ただ、伊藤家経営事業体の本家であることに由縁すると思われる一部の資料、たとえば丸紅商店の月報であるとか別会社からの商用状態が若干残されている。

また、伊藤本部制の導入が契機となったのかどうかは定かではないが、豊郷本家において「本家日誌」(時期により「日誌」とも記す)が作成されている。起筆は明治四二年七月一日であり、大正一二年一二月三一日までのものが一冊現存している。他に大正六年一月三〇日から一二月二六日までを記した日誌が同年次の「本家日誌」に挟み込まれている。これらの日誌は大正七年までは和紙の縦帳であったが、同八年のものから洋紙のものとなり、同一〇年のものからは革背表紙に「日誌」と刻字されたものに変わっている。この日誌には、豊郷本家の来客や日々の動向が略記されている。内容の吟味はしていないが、当該期の本家の実態を明らかにする上で貴重なものである。ただ、このような日誌が大正一二年で記帳を終えている理由はわからない。これ以降も記帳されたものの散逸してしまったという可能性がないわけではないが、その解明は後考を待たざるを得ない。いずれにしても、限られた期間のものであるが、同時期の大阪・京都に所在する各店・会社の動きと照らし合わせて分析することにより、忠兵衛家の事業経営における「本家」の役割が明らかになるものと期待できる。

ところで、本家に関わっては、「掌」「掌帳」と表紙に記された帳簿

二二点が貴重である。この冊子には本家が所有する公債・株式や各店への貸付額、あるいは出資額などが明治二五年から同三七年の期間に限って符牒を交えて記帳されている。これにより各年次において本家（伊藤忠兵衛）が購入・売却した公債・株式銘柄が収支金額とともに判明する。すでにこのデータは作成しており、別の機会に詳しく分析する予定であるが、記帳期間は初代忠兵衛が亡くなった明治三六年を前後しており、初代忠兵衛が晩年に蓄積していた資産が二代忠兵衛に相続されている様相を掌握することができよう。

このように、現時点では文書目録が完成していないため、筆者が文書の整理作業を統轄する立場にありながらも全容を掌握していないため正確なことを記すことはできないが、「伊藤忠兵衛家文書」に残されている資料には、初代忠兵衛が事業経営を主導していた時期の帳簿と商用状類および伊藤家の家政・家計関係文書が残されている。また、二代忠兵衛が経営に携わった時期の日報・旬報や月報等が多数残されており、いずれも未知の資料がほとんどを占めている貴重なものである。

そして、繰り返し強調しておきたいことは、前述の「追加文書」後々発見文書」を除いた豊郷の旧邸に保存されていた膨大な「伊藤忠兵衛家文書」は、伊藤忠商事・丸紅が社史を編集した際に閲覧・利用されなかったことが明らかだということである。それは何故なのかについては定かではないが、その不備を問う必要もないだろう。確かなことは、この文書が学界未知のものであり、文書目録を完成させて一般公開に供することができるようになれば、我々は総合商社である伊藤忠商事・丸紅の創業家である伊藤忠兵衛家の事業経営の実態と忠兵衛家の沿革史の研究を飛躍的に深めることができるということであろう。

二 「伊藤忠商事史資料」について

「伊藤忠商事史資料」とは、史料館で保管・公開している伊藤忠商事が所蔵してきた文書の謂いである。「史」料と「資」料を併記しているのは、史料館においては古文書（紙媒体）を史料と表記し、「資料」とは民具などの整理に用いていることに拠っている。「伊藤忠商事史資料」（以下、伊藤忠史資料と略称）の名称もこの原則に準じ、伊藤忠商事の了解を得て文書登録名としているのである。伊藤忠史資料の中で「資料」に相当するものは、硯であるとかソノシートなどを念頭にしているが、文字の区別を特段に意識する必要はない。

さて、この伊藤忠史資料は、かつて伊藤忠商事大阪本社の総務室で保管・管理されていたものであるが、一四〇六点の文書である。すでにこの文書は整理・目録作成を終えており、滋賀大学経済学部附属史料館のホームページ (<https://www.econ.shiga-u.ac.jp/shiryoh.html>) にある「収蔵史資料」の中の「収蔵史料一覧」から「県外」へアクセスすれば、「伊藤忠商事史資料目録」と解題・凡例がPDF化され、一般公開に供されている。それゆえ、以下の叙述は上記の「解題」にも記しており重複することになるが、あえて本論でも補足説明を加えて再述することにした。

伊藤忠史資料は上述のように伊藤忠商事大阪本社の総務室に保管されてきた。しかし、筆者たちが長い間人の目に触れることがなかった「伊藤忠兵衛家文書」を発見し、同社においても創業一五〇周年を過ぎたこともあって、伊藤忠兵衛家関係史資料は一個所に集中して保存し整理・公開に供したいという希望を同社に伝えたところ、それを諒とされ滋賀

大学に貸与されることとなり、平成二二年二月に史料館に搬入されたものである。

当時の大阪本社は、大阪市中央区久太郎町に所在していた。同史資料は、すでに社内においてファイルホルダー、ファイルボックスなどに収められ、整理番号が与えられて資料目録も作成されていたが、史料館で新たに一定の書式に基づき目録を作成し直すことで了解を得た。もちろん同社内で作成した整理番号でも資料を出納できるようにデータは残している。資料調査や仮目録の作成に際しては、資料題は原則として原題を採用し、それが無いものについては整理者によって仮題名を付与した。しかし、最初の整理作業は複数の人間で行ったこともあって、仮題名の不一致やPC入力時の文字変換のミス、あるいは文字の誤読などが生じていた。そのため、二名の研究協力者にこの文書の専従担当となってもらい、改めて仮文書目録と原本照合を行うとともに資料題の統一を図った。この作業は平成二八年夏に終了し、その時点では一四〇七点の文書だと判断した。

伊藤忠商事と滋賀大学は、同年九月に文書の使用貸借契約書を取り交わし、史料館では引き続き保管・公開に向けた作業に取りかかった。この作業では文書目録にしたがって一点づつ通し番号（閲覧時の資料請求番号）を記したラベルを貼付すると同時に、資料に残され錆び付いたゼムピン・ステープル針などの金属を外し、また金属が用いられているファイルなどに綴じられていた資料は、ファイル解体して新たに紙綴りで綴じ直した。また、劣化・破損しているものを中性紙封筒に入れ保存し直した。ラベル貼付作業を進めると本来は一体化している資料であったにも拘わらず、個別の一点として資料題が与えられている例が

見つかり、改めてその一点（請求番号102）を欠番とし、総点数を一四〇六点と確定した。このラベル貼付の後、改めてすべての資料を内容に則して分類し、閲覧・公開用の文書目録を作成する作業に取りかかった。この際にも文書目録と原文書を一点ずつ再照合して資料題の校正を行い、一部の資料については新しい題名に改めた。

文書を分類する作業は、困難をともなった。文書整理の経験がある者なら誰しもが感じる事であろうが、資料に書かれている内容に拘泥すると分類の細分化は限りがない。しかも、伊藤忠史資料は個人商店時代、本部制導入期、合名会社設立とその下での株式会社設立、それらの会社の分離と合併などを繰り返し、昭和二四年の大建産業(株)の四社分割、そして戦後の伊藤忠の発足など、安政五年の創業から一〇〇余年の間にめまぐるしい組織改編をともなっており、また戦後の新生伊藤忠商事時代の資料も含まれていた。そのため、文書分類の一般的な方法に則って大項目・中項目・小項目をたてて整理すると、当初案では小項目が六〇を超えてしまった。これでは、中・大項目をたてるとしても数が多くなり、それでは目録作成作業も煩瑣になると同時に一般公開に供する際の文書の出納も煩わしくなることは明らかであった。

もちろん、分類方法については従来の商家や企業の文書目録などを参照し検討を加えた。しかし、それらは近世期の商家文書を対象としていたり、あるいは法人化されている企業のものであり、後者ではたんに時系列に整理しているだけで分類をたてていないものも見受けられた。それゆえ、伊藤忠兵衛家による事業経営の歴史を考えると、伊藤忠史資料の他に「伊藤忠兵衛家文書」「丸紅株式会社史資料」などが残されており、それらと資料情報を共有させるためには、利用するに便宜な項目をたて

る方法が有益だと判断した。結果的にどのように処理をしたのかについては、公開している「伊藤忠商事史資料目録」の「凡例」を参照願いたい。この文書は基本的に忠兵衛家の事業経営体名を活かし分類の大項目としてたて、中・小項目を統合・縮小して「小分類」とすることが良いと判断して目録を作成した。もちろん、事業経営体におさまらない個人としての伊藤家やその他のものは、それぞれを大分類項目にたてて処理することにした。

次に、文書全体の概要についてであるが、これもまた「解題」に記していることの再述になるが、ここでも少し補足しながら説明することにする。

伊藤忠商事伝来の資料のうち最も古い年紀のものは、明治一八年一月一日起筆の差引帳（請求番号120）である。初代伊藤忠兵衛を共通の創業者とする伊藤忠商事・丸紅の創業年次は、両社ともに安政五年とされているが、両社に江戸時代の史料は残されていない。また、目録を見れば一目瞭然であるが、個人商店時代の各店ごとの棚卸帳も残されていない。法人化後の会社には営業報告書類が残されているため、経営活動の一端はそれらからたどることができるが、明治五年に滋賀県大上郡豊郷町八目の地から、当時の大阪市南区本町二丁目の借家において伊藤忠三郎名義の呉服太物卸問屋・紅忠を開店して以降の勘定帳簿は、残念ながら伊藤忠商事にもほとんど伝来していない。

初代忠兵衛は明治三六年七月に亡くなっているが、彼が存命していた時期の商業活動については、本目録で「伊藤本店」「伊藤京店」「伊藤西店」「伊藤糸店」「貿易商社」に分類した資料などからおおよその実態を復元することができる。もともと、これらの各店の棚卸帳や勘定帳簿

の幾つかの年次のものは「伊藤忠兵衛家文書」の中に確認でき、また令和二年（二〇二〇）に新たに追加搬入された伊藤忠商事伝来文書の中に伊藤西店のものが残されていることが判明した。このような残存状況にあつて貴重な商用帳簿は、明治二七年の伊藤本店「本帳」（請求番号1406・491）と伊藤西店の「本帳」（同489）であろう。すでに社史などで明治二七年から伊藤忠兵衛家は洋式帳簿に改められたと指摘されてきたが、その実態は明らかではなかった。西洋式の複式簿記形式で記帳されるようになったのか、和紙を綴じた帳簿が洋紙を用いるようになったのか、実際のところ定かではなかったが、この三冊の帳簿が従前は不明であった点を明らかにしている。ただ、同年に作成された洋式帳簿が右の三冊だけであつたのか、あるいはその後も同様の洋式帳簿が作成されていくのかについては、依然として定かではない。また、この帳簿は棚卸決算帳簿ではなく、店員の給与・配当金・借入金をつけ込みで記載しているものと、取引先を名寄せして取引額を記帳しているものがある。その限りでは、明治二七年から洋式帳簿に改められたということの実態は、もう少し検討する必要があるだろう。

この点に関わつては、「明治二十六年、今の大阪商大の前身大阪商業学校卒業の岡本一太郎氏を採用して、従来の大福帳を完全なる商業簿記に改革して会計の明確を期⁸⁾したとする記憶が語られている。この記憶が正しいのか間違っているのかについては、今後の検討課題である。

二代忠兵衛は、父の死後に各店を伊藤忠兵衛本部のもとに組織し（明治四一年七月）、翌年四月から一年半にわたつて欧米諸国に遊学し、英国を拠点に滞在してヨーロッパ大陸の国々を見聞し帰国する。その後、大正三年に欧州で第一次大戦が開戦されそうな情勢に対処するため、大正三年

一二月二九日に伊藤忠合名会社を設立し法人化を果たし、伊藤忠兵衛本部の下に各店・支店、海外店を組織替えした。もともと、伊藤西店（当時は伊藤忠合名会社西店）は、同四年一二月に本店（伊藤忠合名会社本店）洋反部に統合された。次いで同七年一二月一日に合名会社を全事業の統括機関に改組し、呉服太物・洋反物を扱っていた伊藤本店・伊藤京店（および京都染工場）を統合して株式会社伊藤忠商店を設立し、同時に以前から海外支店・出張所を設立して綿糸・綿布を中心に取り扱ってきた伊藤糸店を母体に（旧）伊藤忠商事株式会社を発足させた。しかし、伊藤忠商店に関する資料は伊藤忠史資料中には見あたらない。

この二つの株式会社は、第一次大戦後の大正九年春の株価暴落や三品綿糸先物相場の大暴落に伴い経営の危機を迎えたため、同年九月二五日に（旧）伊藤忠商事のなかで神戸支店を中心に海外貿易に関わっていた支店・出張所を統合して大同貿易株式会社として分離した。そして、翌一〇年三月一〇日には伊藤忠商店を本家の伊藤長兵衛商店と合併し、株式会社丸紅商店を設立するとともに、（旧）伊藤忠商事は中国在の支店・出張所を統合した組織改組を実施して経営の再建を図ることになる。

この時期の史料は、「旧伊藤忠」に分類している。その後、経営の立て直しが軌道にのったものの戦時経済の緊迫に対処する必要から、昭和一六年九月一六日に至り、（旧）伊藤忠商事、丸紅商店および鉄鋼問屋であった岸本商店が合併して三興株式会社が発足した。三興が発足して三か月後には米英に宣戦布告し、時局がますます悪化していく状況に対処するため、昭和一九年九月に三興は大同貿易、呉羽紡績株式会社を合併し、大建産業株式会社を設立した。

大建産業は、敗戦後の過度経済力集中排除法による制限会社の指定を

受け、会社分割を指示されることとなり、生産部門（紡績・製釘・絹織）と商事部門の分離を構想し、最終的に伊藤忠商事株式会社、丸紅株式会社、呉羽紡績株式会社、株式会社尼崎製釘所の四社に分割され、各社がそれぞれ独立した経営体として組織の改編・統合を行いながら現在に至っている。この期間の各事業体に関わっては、（旧）伊藤忠商事、三興、大建産業関係の史料が少なからず伊藤忠商事に伝来することは、資料目録で確認できよう。しかし、丸紅商店・大同貿易に関するものや、呉羽紡績・尼崎製釘所・岸本商店などの関係資料は、ほとんど残されていない。

戦後の伊藤忠商事の資料のうち多数のものは、小分類項目「社史」に残されている。これは、昭和三七年春から丸紅と同時に創業百年を記念して社史を編集することが決定され、伊藤忠商事の社内外から関連資料を収集した時の文書群である。

「伊藤忠商事史資料」は、そのほとんどが社史編集時に社内外の各部署・個人が保管していた史資料を収集し、社史刊行後にも廃棄せず大阪本社総務室で管理されてきた文書の一部であると考えられる。社史編集を進める過程で、社史編集室は一次資料の収集に限界を感じたため、資料不足の欠を補うために二代忠兵衛を含む旧重役社員達から記憶を聞き取るための座談会を開催している。第一回は昭和三九年一月二四日に開催され、同四〇年一二月一四日までの間に一〇回実施されている（第九回目の開催月日のみ不明）。この座談会は、戦前期の事業経営に関することを話し合っており、それらは一〇集にわたる史料集として印刷に付されている（「座談会」綴・請求番号549）。この座談会で語られたことは社史にもある程度反映されたと思われるが、史実の裏面も明らか

かにしているという意味では野史的な内容を含み興味深いものである。それゆえ、伊藤忠商事の了解を得て後日にこの座談会集を翻刻し出版したいと考え、編集原稿を作成している。それはさておき、社史の記述を検討すると、社史が執筆された際には利用されているにも拘わらず、現在ではその原本を確認できないものも少なからず存在する。いまだ伊藤忠商事社内外のどこかに忘れ去られたまま保管されているかも知れないが、可能性は低く社史編集後に散逸したのではないかと思われる。

とはいうものの、伊藤忠商事に伝来した文書には、合名会社期の年報・旬報や戦前期の旧伊藤忠商事の重役会会議・支配人会議、三興発足時の取締役会決議書・引継書、大建産業の取締役決議書、戦後の新生伊藤忠商事発足直後の幹部会議事録・業務部議事録などの議事録が少なからず残されており、大正年間～第二次世界大戦後において経営の現場でどのような議論がなされたのか、商況をどのように認識し、どのような経営方針を立て、経営の統合・分割の局面でいかなる施策を実行したのかを具に分析することができる。このことは、社史では簡略に叙述されている史実をより詳細に追検証できるということでもある。そのことのもつ意義は大なるものがある。

また、大建産業の商事部門が二社分割されるに際し、大建産業社内では大建A社、大建B社として分割準備が進められたことがわかっている。同一社内にA社・B社が存在し、社内会社として独自に経営を行ったことも社史に叙述されている。このA社が伊藤忠商事、B社が丸紅として新生したのである。それゆえ、伊藤忠商事に残された大建産業時代の資料はA社のものであり、丸紅に残されている大建産業時代のものにはB社のものだと推測できる。したがって、過度経済力集中排除法の下で制

限会社に指定された会社が分割されていく過程をGHQや政府の指示と、それに対する大建産業の交渉を子細に検討する上でも、関連史料は貴重な内容を含んでいるのである。

ところで、伊藤忠商事に伝来した文書点数は、現在推測できる限りで丸紅伝来の五分一程度であり、伊藤忠兵衛家伝来の文書は五万三〇〇〇点前後である。これらに比すると伊藤忠商事が保管してきた文書は、きわめてわずかであったといわざるを得ない。もっとも、「伊藤本店」に分類している商用帳簿に限っても、年月の異なる売上帳が伊藤忠兵衛家にも残されており、伊藤西店の帳簿のほとんどはかつて丸紅に保管されていたようである。これらの売上帳などの帳簿は、元々一括して保管されていた筈であるが、いずれかの時点で分割所有されるようになったと考えられるが、詳細は判然としない。

ただ伊藤忠商事伝来の戦前期文書数が存外に少ないことには理由がある。それは、新旧の伊藤忠商事が、かつて大阪市南区（現・中央区）安土町に所在した伊藤糸店の地籍に本社が置かれたことによると思われる。伊藤忠兵衛本舗が導入された際、伊藤本舗は伊藤本店に置かれ、安土町の伊藤糸店ではなかった。そして、伊藤本店の建物は後に伊藤忠合名会社本舗となり、さらに丸紅商店大阪店、呉羽紡績の本社として利用されたため、伊藤忠商事が保管してきた戦前期の伊藤忠兵衛家の事業経営にかかる史資料は、主に伊藤本店（の一部）・伊藤糸店・旧伊藤忠商事・（三興）・大建産業に関するものに限られていたのであろう。また、伊藤本店は明治四三年九月に全焼し、昭和二〇年には大阪空襲で市内にあった本社や支店が全焼したこともあって、伝来文書のほとんどが灰燼に帰したのではないかと思われるのである。

したがって、焼失・散逸を免れた文書は、本店・本部が所在した建物に保管され、結果的に丸紅に多く遺されることになったと考えられる。そのことを裏付ける資料は伊藤本店の売上帳の伝来に顕著である。というのも、本目録に編集されている売上帳は、以前は丸紅社内に保管されていたと思われるからである。この和紙長帳は、すべて丸紅から伊藤忠商事総務に送った段ボールの中に納められていた。この段ボール箱に貼付されている福山通運の荷送証によれば発送日は「5年1月8日」とあり、一八個口の一部であった。その荷送証の横には「社史資料」と手書きされた紙がセロハンテープで貼り付けられている。また、伊藤忠商事においては、この段ボールに「大阪総務部」が「永久」保存するためのラベルを貼付しているが、それらには「ル9」「ル10」「ル14」「ル16」などの整理番号が付されている。さらにそれらの箱には、「Ba66～Ba77」「Ba78～Ba89」「Ba126～Ba137」「Ba150～Ba161」の整理番号が手書きで記入されている。

すなわち、元々は丸紅に保管されてきた資料が、平成五年一月八日に分割され、両社で保管されるようになったと判断できる。これらの資料は本来的には伊藤本店に伝来されたはずであるから、伊藤本店の建物を後に丸紅商店が継承したことにより、戦後においても資料が丸紅社内に伝えられたのだと思われる。

なお、伊藤忠史資料は社史編集の際に収集されたため、最終資料作成年次は昭和四五年のものであり、その後の社内伝来資料がどのように保存されたのかについては定かではない。社史刊行後に新たな社史編集は行われず、社内報で連載された記事をまとめた小冊子『峠越えの道―伊藤忠一三〇年小史』が平成元年一二月に刊行され、同書の改訂追補版が

伊藤忠兵衛家事業経営関係文書の伝来状況について

創業一五〇年記念小史として同一九年三月に出されている。その後も会社の沿革史は同社のホームページ上に「峠越の道」と題して記されているが、典拠資料の保存有無については明白ではない。

ところで、伊藤忠史資料は文書作成年月から五〇年を経過したものに ついては、原則として一般公開に供することで了解されている。但し、戸籍や特定の個人情報が含まれる資料については閲覧禁止を含む制限措置がとられることになっている。どの資料が制限されるのかについては、目録で確認されたい。また、幸いなことに伊藤忠商事からは昭和四五年以降に作成された社内文書のうち、会社の沿革史を書き加えていく上で永年保存することが望ましいと判断されたものは史料館に移管して保管し、整理・目録作成の後に一般公開する方向で検討を開始している。したがって、史料館においては伊藤忠史資料を今後とも追加資料として受け入れ、整理・目録作成を行い一般公開に供することになろう。

三 「丸紅株式会社社史資料」について

「丸紅株式会社社史資料」（以下、丸紅史資料と略称）は、丸紅株式会社所蔵になる社内文書である。この名称もまた、史料館における文書登録名である。これらの文書は、丸紅の関連会社である「リエン企画」が管理していたようである。『丸紅前史』の「あとがき」によれば、丸紅が社内で「創立二五周年記念事業の一つとして社史刊行の決定」を行ったのは、昭和四七年五月のことだと記している。この記述は、創業百年を記念して伊藤忠商事と丸紅飯田の社史を編集することにしたと記録されていることと齟齬しているが、伊藤忠商事と同じペースで社史の編さ

んを行うことができなかつたことにより、事業目的を変更させたのであろうか。

丸紅史料もまた、社史編さんのために蒐集されたものである。資料収集については伊藤忠商事と同じように難航したようであるが、社内外伝来の資料を積極的に収集しようとしたことは、遺されている資料から窺うことができる。また、丸紅は創業一五〇年を記念して、平成二〇年一二月に新たに『丸紅通史』を編さんしている。この編さん事業は、『丸紅前史』『丸紅本史』の刊行後に「丸紅五〇年史」を発行すべく継続されたが、経営環境の悪化によって発行が延期されることとなった。しかし、その原稿とデータは保存されていたため、改めて一〇年分の原稿を揃え創業一五〇年・設立六〇周年記念事業の一環として『丸紅通史』を編さんして刊行したのである。

さて、『丸紅通史』を刊行した後、丸紅にも伊藤忠商事と同様に社内伝来の文書を滋賀大学に貸与していただけないかお願いしたところ、これを諒とされ、当時は貸倉庫に保管されていた文書を平成二二年二月に史料館に配送していただいたのである。これらの文書は同社の文書保管箱に納められており、一〇〇箱を史料館に搬入した。これらの箱には編さん室において箱番号とタイトルが与えられ、文書が収納されているフォルダーにも社内文書題が記入されていた。

平成二二年一月二五日現在の「歴史関連 プロファイル保管状況一覧」が丸紅で作成されているが、これは文書箱を史料館へ搬出するに際して確認のために調査されたものである。これら一〇〇箱を受領の後、史料館でも右の一覧表と照合して内容を点検した。その結果、「丸紅社史 日本語原稿」(第15箱)、「他社社史」(第19～25箱)、「丸紅社史

参考図書資料」(第62箱)、「CD-ROM関連書類、新聞スクラップ」(第67箱)、「社史(参考図書、CD-ROM制作書類)」(第68箱)については、史料館で保管・公開する必要性がないと判断し、丸紅に返却した。第15箱や第36箱に収められていた原稿は、社史編さん時における一次稿・二次稿であり、校正過程を知ることができる。一時は返戻を躊躇したが、最終的に刊行された社史があれば良いと考え史料館では保管しないことにした。但し、他社の社史類が納められていた七箱のうち、丸紅関係の事業記念誌などは抜き出して保管することにした。また、『丸紅通史』は、日本語版だけでなく英語版がCD-ROMで出されているが、そのための英文原稿などは67・68箱に収められていたものの、日本語原稿に準じて返却することとした。

かくして、八九箱に収められた文書の仮目録を作成しながら点数を確認する作業に入り、文書点数は二三〇八点であると確定し、平成二四年一月に丸紅と滋賀大学は使用貸借契約書を交わしたのである。文書題は文書が閉じられているファイル表紙に社史編さん室で書き込みがあればそれを参照したが、改めて原題を優先するとともに、整理担当者による仮題を与えることにした。ただ、右の文書点数は、文書を原本の形状に則して数えたものである。たとえば「総務関係書類綴」と題されておれば、それを一点としたものであった。

しかし、「総務関係書類綴」と文書題を与え目録を作成するとしても、閲覧利用する際に文書目録題ではたんに総務関係の書類が綴られているということしかわからない。それでは利用するに不便極まりないことである。これまで様々な機関・施設から刊行されている文書目録では、このような処理が行われていることは通例のことであろう。かかる文書

目録は、未整理文書が多くあり、少しでも早くそれらを公開に供したという文書所蔵機関・施設側の善意からきたものもあると理解するが、利用者側に立つとより詳細な情報が載せられていることを期待するであろう。

それゆえ、丸紅史資料の整理・目録作成に臨んでは、原則としてこのような書類綴りや一括として処理されている文書も、できうる限り枝番号を設けて一点づつ文書題を与えることにした。たとえば、1番の箱には大建産業関係の文書が納められているが、その中に「総務関係書類」と文書題を与えたものには、作成年月日が異なる五二点の書類が綴られているのである。また、「重要書類綴」と題されていた綴りにも年月日が異なる一七点の文書が綴られている。「総務関係書類」と一括して表記するのは容易なことであり、そのように処理をすれば文書目録を早く完成させることはできるだろう。しかし、一般公開以降の利用の便を優先して、すでに確認済みの二三〇八点の文書目録を元にして、改めて書類綴りや一括と処理した文書についても一点づつ文書題を与えることにして整理・目録作成作業を継続しているのである。この作業を終えて作成した文書目録を公開に供することになる。

丸紅と滋賀大学との間で文書の使用貸借契約が伊藤忠商事よりも早く結ばれているにも拘わらず、伊藤忠史資料の方が早く一般公開に供されているのは、ひとえに文書点数の差によるにすぎない。両社の社内文書は同時期に史料館に搬入されたが、丸紅の文書は一点づつフォルダーに挟み込まれ、ファイルボックスに納められて文書保管箱に収納されていたため、フォルダーに則して文書目録を作成したのであるが、これは使用貸借契約書を取り交わすには文書目録を添付する必要があるため

ある。これに対して伊藤忠史資料は文書点数も少ないため、書類綴も枝番を付けず当初から綴られている資料に一点づつ通番（請求番号）与えて文書目録を作成することができたのである。

さて、丸紅史資料が全体として何点あるのかは、現時点で確定していない。当初の予定では令和二年半ばには判明する筈であったが、新型コロナウイルス感染症対策の一環で大学構内への入構制限や小中学校の休校措置などの影響を受け、史料整理に携わっている研究協力員が作業に従事できない期間が長引いたためである。なにぶん整理作業は新たに枝番を加えた文書目録と原本を校合する段階に達していたため、史料館に来なければ原本を見ることができず、在宅での整理を行うことは不可能であった。目録点検の作業は、予定を半年程度の遅れで進捗しているが、今年度中には総点数を確定できるのではないかと予想している。もちろん、文書目録を最終的に完成させるまでには諸々の作業が残されている。現時点では丸紅史資料は五二〇〇点を超えるという所までは確認しているが、総点数を確定できれば次に通し番号（請求番号）を記したラベルを貼付し、その後に分類項目をたてて編集することになる。この作業には一年は必要だろうと考えている。

このように丸紅史資料のすべてに目を通した訳ではないが、伊藤忠史資料と関連させて述べるならば、丸紅もまた社史編纂を目的として収集した文書が保存されていることに違いはないが、伊藤忠が主要には創業百年を記念する社史編集を目的に収集された文書のため昭和四四年までのものだけであるのに対して、丸紅は創業百年以降に新たに創業一五〇年（設立六〇周年）記念事業を企画して社内外から資料を収集したため、平成年次の文書も含まれているということが大きな違いである。

それらは国内外の支店に関するものだけでなく、業務部門別に集められたものや、『丸紅本史』編さん時とそれ以降にも継続して収集された新聞記事のスクラップが遺されている。この中には、かつて丸紅の経営に多大な影響をもたらしたロッキード事件当時の記事スクラップも存在し、当時の日本社会のマスコミの反応を容易に確認できる。但し、当該事件に関わる社内原文書は、史料館には搬入されていない。史料館に搬入された丸紅の文書保管箱に「ロッキード事件関係」のようにタイトルを与えられた箱は当初から存在しないので、原文書が社内に留め置かれていたのか、それとも破棄されたのかはわからない。さらに、丸紅もまたいくつかの企業と合併しながら現在に至っていることは周知のことであるが、これに関しては浅野物産・朝日物産に関する文書が二〇数点と高島屋飯田に関するものが二〇数点遺されているに過ぎない。後者については、高島屋には現存しない資料もあるようなので、いずれ新しい史実を提供できることになるだろう。

また、丸紅史資料では、昭和二四年一二月に設立された丸紅の事業経営に関する文書が存在するのは当然であるが、創業から大建産業B社に至る期間の文書が目される。すなわち、丸紅には丸紅商店（大正一〇年設立）と大同貿易（大正九年設立）の関係資料が少なからず伝来している。伊藤忠商事には、この両社の関係文書はごくわずかしが存在しないことに比すれば、興味深いことである。これは、戦後の丸紅が自らの沿革史を伊藤忠兵衛家による事業経営体の中でも丸紅商店・（三興）・（大同貿易）・大建産業B社の流れで捉えていることと符合している。丸紅商店や大建産業B社の文書が丸紅に伝来したのは、先にも述べたように伊藤本店・伊藤忠兵衛本部・伊藤忠合名会社本部・丸紅商店大阪店が

同じ地籍に建てられていたことによると考えられる。大同貿易については、戦後の丸紅には大同貿易出身者が入社し貿易事業を担ったことによるのだろう。さらに、本家の伊藤長兵衛商店と忠兵衛家の事業のなかで呉服・太物・洋反物類を取り扱った伊藤本店が後に合併して発足したのが丸紅商店であったことから、伊藤本店が統合していた明治一七年開店の伊藤西店関係資料も併せて丸紅に伝わったと判断できる。もともと、伊藤西店文書の一部は伊藤忠商事や伊藤忠兵衛家文書のなかにも遺されている。ところが、伊藤本店・京店・西店の業務を継承して大正七年に設立され、同一〇年に丸紅商店に統合された株式会社伊藤忠商店の経営にかかる原文書は、ほとんど遺されていない。

しかし、この欠を補う資料がないわけではない。それは、第29箱に納められている「岡田彦治郎雑記」と文書題を与えた九冊の冊子である。これはかつて伊藤忠商店毛織部に勤務し、後に丸紅商店の取締役（大正三年六月〜昭和四年六月）となった岡田彦治郎が、自らの勤務経験を当時の社内資料などを引用しながら詳細に語っている。彼が記している期間は明治四四年から昭和三年に至るもので、三冊が伊藤忠商店時代の史実を書き留めたものである。個人の回想とはいえ、伊藤忠商店や設立当初の丸紅商店の実態を知る上で貴重な資料だといえる。

さて、伝来文書の注目点の一つとしてあげておきたいことは、丸紅史資料の中には本来なら伊藤家ないし伊藤忠商事に保管されても不思議ではなかった文書が存在するという点である。ただ、先述のように丸紅は従前の事業経営体の本店や支店の建物を承継したという沿革を考慮すると、丸紅に文書が伝来したのは当然だともいえる。たとえば、第29箱には二つの桐箱に納められた店法類が保存されている。現在はそれぞれ

の箱に複数の店法類が収められているが、元々は明治四一年七月の伊藤忠兵衛本部制導入時の改訂店法則（「伊藤家店法」）と大正三年一二月の伊藤忠合名会社店法が入っていたものと思われる。注目しなければならぬのは、それぞれの箱蓋には、「掟 伊藤本部」「掟」と墨書されていることである。

他方、伊藤忠兵衛家追加文書の中にも「掟 伊藤本部 本家蔵」と箱蓋に墨書された桐箱が存在する。その中にも複数の店法類が納められているが、元々は「伊藤家店法」が納められていたと思われる。この蓋書きは、本部制が導入された時に改訂店法則が二部作成され、そのうちの一部が伊藤本店内に置かれた伊藤本部で保管され、他の一部は忠兵衛家（本家）に保管されたことを物語っている。また、明治一二年時の伊藤本店の「御得意場名簿」もまた、丸紅伝来文書として遺されているのである。

さらに右のことにも関連するが、伊藤忠兵衛家の事業経営体に勤務していた店員の情報を明らかにできる資料は、店員台帳の有無ということになるが、丸紅史資料には明治五年から大正一〇年三月に至る期間に伊藤家に入家・入店した人物名を記した「店員名簿」が二冊伝来している。また、丸紅商店京都支店の「店員署名簿」三冊と「雇員署名簿」も伝来している。「店員名簿」は伊藤本店・伊藤京店・伊藤西店・伊藤糸店に配属された人々も網羅しており、伊藤忠兵衛家文書の中にある三一九名の名前を記録している「現在店員連名簿」（大正四年ころ作成か）や三六〇名の入店志願者を記録した「店員申込名簿」（明治末年ころ作成か）などの店員名簿と照合することによって、個人商店から法人化に至る期間の店員の実態を明らかにできるだろう。ただ、これらの資料は個

人情報が詳細に記されており、閲覧・利用するにあたっては制限措置を取る可能性もある。また右の店員名簿類は、丸紅商店京都支店のものを除き、ほぼ伊藤忠合名会社設立時までの情報を記録しているため、合名会社設立以降の店員については、「本部旬報」「旬報」あるいは「社報」などの人事記録欄から情報を得る必要がある。

右のように、丸紅史資料は内容的には興味深いものが網羅的に遺されている。とはいえ、社史編さん時にはやはり資料不足を補うために聞き取り調査や座談会を開催している。それは伊藤忠商事と同じであった。しかし、丸紅の方では各種資料から多数の図表を作成して挿入した史料集ともいえる体裁で印刷に付されている。これらは「丸紅前史」を執筆するための作業であったと思われる。昭和三九年一二月〜同四七年六月の間に一〇冊印刷に付されている。ここでは伊藤西店・伊藤京店・伊藤忠合名時代・大同貿易・（三興）・大建産業B社を対象に元店員たちが語り、子細を記している。これらの諸店・会社も総じて伊藤家の事業経営体なのであるが、丸紅の立場から見た丸紅前史であり、伊藤忠商事ないし伊藤忠兵衛家の立場とは異なった評価が記されていて興味深い。これらの冊子も機会を得て出版を実現したいと考えている。

なお、丸紅史資料についても、平成二二年以降にも若干の資料が追加して史料館に搬入されている。これは、同社大阪支社が現在地（大阪市北区堂島浜一丁目）に移転した際に、旧地（大阪市中央区本町二丁目）の社内文書を整理した時に発見された社史編さん関係の史資料である。

四 伊藤長兵衛家文書について

伊藤忠兵衛家の事業経営の沿革史をたどる上では、本家である伊藤長兵衛家の事業を無視することはできない。長兵衛家は忠兵衛家の隆盛の陰に隠れた存在であるため、ほとんど分析対象とされてきてはいない。しかし、忠兵衛家の事業経営体でもあった伊藤忠商店と伊藤忠商事が経営の危機に陥った大正九年に、主力銀行の住友銀行が個人商店であったが黒字経営であった伊藤長兵衛商店に逋憑して、経営の危機にあった伊藤忠商店と合併して丸紅商店を発足させ、その初代社長に九代伊藤長兵衛が就任したのである。

伊藤長兵衛家文書は平成八年九月に史料館に搬入され、整理の後、八、〇五七点（後に再点検の結果、一点を削除）の文書目録が同二〇年一月に刊行された。もともと、目録を印刷製本中に新たな史料三三点が発見されたため、補遺目録が印刷本に添付されて公開に供されている。これらの文書は同六年に長兵衛家旧宅が解体された際に古美術商に渡ったようであるが、同一〇年九月にその所蔵者から史料館に寄贈されたものである。そして、この文書目録もまた、史料館HPから「収蔵史料目録検索システム」で「伊藤長兵衛」と入力すればPDF出力した目録を得ることができ、また八〇八九件の個別文書の概要を知ることができる。さらに、平成二四年三月に旧宅とは別の施設に保管されていた二七九点の文書が発見され、同二八年四月に長兵衛家から史料館に寄贈された。これらは「後発見分」と称して保管されているが、最終的な点検が済んでいないため、まだ一般公開には供していない。

ところで冒頭にも記したが、伊藤忠商事・丸紅両社とも創業年次が安

政五年と定められているが、その年に初代伊藤忠兵衛が商いをしていくことがわかる史料、すなわち「忠兵衛」の初見は、伊藤長兵衛家伝来の『重層棚卸帳』なのである（『伊藤長兵衛家文書』7）。当初は父・兄を手伝って地商いをし、安政五年に初めて持ち下り商いを始め、明治五年に大阪で開店するに至る期間の忠兵衛の商業活動の一端は、主要にはこの棚卸帳の記録によって判明するのである。また、伊藤長兵衛商店は、大正一〇年に伊藤忠商店と合併して丸紅商店となったことは先述の通りである。丸紅商店の発足は、長兵衛商店が伊藤忠商店を吸収したのか、逆に伊藤忠商店が長兵衛商店を統合したのかについては、両社史の記述は微妙に異なっている。丸紅は前者、伊藤忠商事は後者の見方をしているようである。いずれが史実に近いのかについて客観的な判断を下すには、当時の伊藤長兵衛商店と伊藤忠商店の経営状態を知る必要がある。そのため、長兵衛家文書に含まれる当家の棚卸帳類の分析を欠かすことはできないだろう。

さらに当家の文書を整理する過程で疑問であったのは、長兵衛家による朝鮮農場経営関係の資料が見当たらないことであった。長兵衛商店が丸紅商店に統合された時にも、この農場は長兵衛家の事業として維持されたことはわかっていたので、関連資料が一点もないことは合点がいかないことであった。しかし、平成二〇年夏に韓国全羅北道全州市の全北大学の院生（当時）が筆者を訪ねて来た際に、伊藤農場関係資料が全州市の全州歴史博物館に一五七点所蔵されているという情報をもたらしてくれたのである。他方で同二四年に発見された長兵衛家「後発見分」の中に農場関係の資料が含まれていることがわかったため、同二六年九月に全州歴史博物館を訪問し、一六二点の文書を確認するとともに文書

目録を作成し、一部を写真撮影した。同博物館で聞き取りをしたところ、この文書は大阪の古書籍商から購入したものだということであった。おそらく、長兵衛家旧宅が解体された時に流出した一部なのであろう。いずれにしても、長兵衛家による農場経営は、敗戦により終了したのであるが、経営の実態はこれらの資料から一部復元でき、従来の植民地朝鮮における農場経営史にも新たな一例を加えることになる。

結びに代えて

長兵衛家の農場経営にかかる文書が韓国に所蔵されていることは、前述の通りである。この他にも忠兵衛家の事業経営に関わっては、サンフランシスコ公共図書館歴史センターに日本雑貨貿易商会支店が入居していたビルの写真などが残されている¹¹⁾。これ以外に筆者が調査を行った地は、イギリスだけである。それは、初代忠兵衛は伊藤西店で羅紗を取り扱っており、横浜や神戸の外国商館と取引関係があったため、それらの商館関係の資料の有無の調査を行う必要があったからである。また、二代忠兵衛は伊藤本部制導入直後にアメリカを経由してイギリスに渡り、ロンドンを拠点にして一年余り滞在した。この間、一か月余の間、ヨーロッパ大陸を旅行している。この間の動向は書簡を通じて伊藤本部に伝えられ、「本部旬報」誌上の「当主の消息」欄に逐一載せられて店員が情報を共有していた¹²⁾。

二代忠兵衛は、たんに観光目的で渡航したのではなく、経営者としての自覚をもって旅行や当地の会社・博物館などを見学していたことは、この「当主の消息」記事からも明らかであり、イギリスにおける忠兵衛

家の事業、とりわけ伊藤西店関係の資料を収集するためには、彼が滞在・旅行した足跡をたどる必要があると考えイギリス調査を実施した。その調査を実施することで明らかにしたことは幾つかあるが、その一つは彼がイギリスに滞在していた時に通学していた学校は長年不明であったが、現時点ではおそらくはブラッドフォードのブラッドフォード・テクニカル・カレッジだろうと判明したことである。当地のBradford College Textile Archiveには、二代忠兵衛が滞在中に作製したものではないかというジャガード織りのガーゼが残されているという情報を同館の学芸員の方から得ているが、調査に訪れて帰国後に連絡があったこともあって未見である¹³⁾。

また、二代忠兵衛は渡英直後にスコットランドのロソホ・ローモンドに面した古城で一週間ほど過ごしたと回想している¹⁴⁾。しかし、この滞在先についても通学先と同様に幾つかの文献で語っている記憶が一定していないため長い間不明であったが、おそらくは伊藤西店が取引関係をもっていた「フィンドレー・リチャードソン商会 Findlay, Richardson and Company, Limited」の共同経営者であったRobert Elmsall Findlay宅であるBurrich Castleだと断定してよいだろう。このフィンドレー・リチャードソン商会は、一九一〇年九月三日からの会社名であり、それ以前はリチャードソン・フィンドレー商会であった。この商社はグラスゴーに本社があり、フィリップン社も有していた。両社の会社登記簿はスコットランド公文書館に所蔵されている。また、日本社も一九二六年にプライベート・カンパニーとして設立されているが、一九四九年に解散している¹⁵⁾。日本社関係資料は、ロンドンのNational Archives に所蔵さ

フィンドレー家についてはある程度の情報を得ることができ、共同経営者であったと思しきリチャードソンなる人物については定かではない。二代忠兵衛がブラッドフォードで通学するに際し、寄宿していた先が判明していないのだが、おそらくこのリチャードソンの元にいたのではないかと推測している。彼がブラッドフォードであったのか、マンチェスターの住人であったのかも現時点では判明しない。いずれにしても、この人物は伊藤忠兵衛家の羅紗取引においてもキーパーソンであることは間違いないのである。

さらに、二代忠兵衛が一月余の間に欧州大陸を旅行した際、方々で現地会社に紹介状の有無に拘わらず訪問したことは、「当主の消息」記事からも明らかであり、訪問した土地に何らかの痕跡を残している可能性を排除できない。その意味で、欧米諸国だけでなく後に多数の支店を開設した中国国内やマニラ、カルカッタ等の地にも資料が伝来しているかどうか、引き続き調査が必要なのである。

ところで、丸紅商店は、かつての伊藤本店・伊藤京店・伊藤西店が取り扱った呉服・太物・洋反物を主力商品とし、旧の伊藤忠商事は綿糸・綿布・後に綿花を主力として扱い、中国市場に注力して経営の再建を図ったこともあって、伊藤長兵衛商店に関しては丸紅の社史に「伊藤長兵衛商店小史」が書かれるものの、伊藤忠商事の社史にはほとんど触れられていない。また、社史編集に際する座談会でも伊藤西店や伊藤京店については丸紅側で記録されているが、伊藤忠商事では取り上げられていないのである。当然のことではあるが、大同貿易に関して丸紅で詳しく記録されている。他方で伊藤忠商事の方では伊藤糸店の流れについては詳しいが、丸紅ではほとんど触れられない。両社の伊藤

各店ないし両伊藤家に対する叙述の温度差は、戦後にはライバル会社となったことによると思われるが、企業の統合・分離における社員の意識の違いを考える上でも興味深い史実を提供するものと思われる。

ともあれ、伊藤忠兵衛家の事業経営の総体を解明するためには、たんに伊藤忠商事伝来の資料を用いるだけでは不十分であり、同一資料の「分かれ」が「丸紅株式会社史資料」あるいは「伊藤忠兵衛家文書」に存在する場合がある。さらに、海外に残されている関連資料にも留意する必要がある。これらすべての資料を閲覧するには、相当な時間が必要であろう。しかし、本稿で紹介した文書群は、いずれ史料館で一般公開に供されることになる。その時が至れば伊藤忠兵衛家のみならず同族の事業経営の実態が一層明らかにされ、それによってこれまでの商社史研究を飛躍的に深化させるとともに、新しい知見を書き加えることになるのは確実であろう。

注

- (1) 拙編著「初代伊藤忠兵衛を追慕する―在りし日の父、丸紅、そして主人―」五頁、清文堂、二〇一二年。
 - (2) 拙稿「伊藤両家資料から見えてくるもの」、滋賀大学経済学部附属史料館『研究紀要』四二号、二〇〇九年、および前掲拙編著の「あとがき」を参照されたい。
 - (3) 拙稿「初代伊藤忠兵衛と「伊藤外海組」小史」、『研究紀要』三九号、二〇〇六年。同「日本雑貨貿易商会」支店探訪記、「同上」四四号、二〇一一年。同「初代伊藤忠兵衛の対米貿易事業」、安藤精一・高嶋雅明・天野雅敏編『近世近代の歴史と社会』所収、清文堂、二〇〇九年。同「日本雑貨貿易商社の転居と入居ビル」、同志社大学『経済学論叢』六四巻四号、二〇一四年。
- また、二〇〇五年に「初代伊藤忠兵衛の貿易事業」と題して経営史学会第

四一回全国大会（於神戸大学）においてパネル報告を行っている。

- (4) 拙稿「初代伊藤忠兵衛と妻八重の娘宛の手紙」『研究紀要』五〇号、二〇一七年。
- (5) 拙稿「伊藤「本部旬報」について」『研究紀要』四六号、二〇一三年。
- (6) この資料を一部用いた研究は、小川功・深見泰孝「近江商人・初代伊藤忠兵衛のリスク管理と信仰の相克」、『研究紀要』三九号、二〇〇六年がある。
- (7) 「掌」二「掌帳」に記されたデータは、二〇〇七年に深見泰孝氏と筆者の共同作業でエクセル表を完成させている。パソコン入力は深見氏が行い、筆者と共同で再校合を行った。データを用いた詳細な分析は、後日に深見氏とともに行う予定である。
- (8) 拙編著『初代伊藤忠兵衛を追慕する―在りし日の父、丸紅、そして主人―』一〇六頁、清文堂、二〇一二年。
- (9) 『丸紅通史』編さんに至る経緯については、同書の「あとがき」を参照。
- (10) 拙稿「初代伊藤忠兵衛の創業期における商業活動の一齣」、『同志社商学』五六巻五・六号、二〇〇五年を参照されたい。
- (11) 前掲注(3) 論文を参照されたい。
- (12) 拙稿「二代伊藤忠兵衛（精二）のイギリス滞在にかかる「本部旬報」記事」、滋賀大学経済学部ワーキング・ペーパー二〇三号、二〇一三年を参照されたい。
- (13) 拙稿「二代伊藤忠兵衛のイギリス滞在時の通学先について」、『研究紀要』四七号、二〇一四年。
- (14) 伊藤忠兵衛翁回想編集事務局編『伊藤忠兵衛翁回想録』一七四～一七六頁、伊藤忠商事株式会社、一九七四年。
- (15) 日本の資料所在については、井澤龍氏のご教示による。

【付記】 本稿は J S P S 研究費・19H01308 の助成、および（一財）伊藤忠兵衛基金・二〇二〇年度文化厚生事業助成による研究成果の一部である。